

【文書名】

○香川県警察における警察電話等による通信の運営に関する訓令

(平成 16 年 10 月 28 日付け香川県警察本部訓令第 17 号))

【概要】

香川県警察における警察電話等による通信の運営について必要な事項を定めたものである。

主な内容は、趣旨、接続範囲の制限、運用管理者、交換取扱者及び警察本部長による通信制限等である。